## 国土交通省独立行政法人評価委員会 第9回空港周辺整備機構分科会

2008年7月18日

## 国土交通省独立行政法人評価委員会 第9回空港周辺整備機構分科会

2008年7月18日

【濱周辺整備事業室長】 それでは、皆さんお揃いになられましたので、ただいまから国土 交通省独立行政法人評価委員会第9回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、各委員の皆さん方には大変お忙しい中、本分科会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は事務局の環境・地域振興課周辺整備事業室長の濱と申します。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

大変恐縮ですけれども、座って進行させていただきます。

それでは、開催に当たりまして環境・地域振興課の横田課長からあいさつを申し上げます。

【横田環境・地域振興課長】 7月11日付で新しく参りました環境・地域振興課長の横田で ございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中をご出席賜りまして誠にありがとうございます。 また、日頃ごろから私どもの航空行政に対しましてご理解、ご協力をいただいておりますこと に、この場をお借りしまして重ねてお礼を申し上げたいと存じます。

本分科会につきましては、空港周辺整備機構が独立行政法人となって以来、いろいろな評価 あるいはご意見を賜っているところでございまして、私どもといたしましては、それらのご意 見を十分に咀嚼しました上で、機構の業務や組織運営の効率化でありますとか、人材の活用な どを図ってきたところでございます。実際に改革が進んだという自信を持っている部分もござ いますけれども、中にはまだまだ不十分な点もあろうかと思います。本日、そしてまた今後も、 いろいろとご意見をいただければと思っている次第でございます。

機構をめぐる動きでございますけれども、昨年12月に閣議決定をされました独立行政法人整理合理化計画につきましては、今年2月にお集まりいただいた分科会におきまして報告をさせていただき、第2期の中期目標、中期計画の策定についてご審議をいただいたところでございます。現時点におきましてのこの整理合理化計画の主な事項にかかわります対応状況をここでご報告をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年度中に行うこととしております空港周辺環境対策の見直しに関しましては、 今月、7月3日でございますが、検討委員会を立ち上げさせていただきまして、この検討委員 会には当分科会の盛岡分科会長に委員長をお願いしているところでございます。ありがとうございます。昨日、17日でございましたが、この第2回の会議を開催いたしまして、現在審議の真っ最中というところでございます。

また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにつきましては、昨年実施をいたしました調査 結果をもとに区域の案を策定しまして、現在周辺自治体との調整を行っているところでござい ます。その他、民家防音工事に係ります空調機単価の見直しや競争入札制度の導入につきまし ては既に実施をいたしたところでございます。

あと、大きな問題といたしまして、平成22年度までに検討結論を得ることとしております独立行政法人以外での形態を含めた組織のあり方につきましては、今後検討を行っていくこととしている次第でございます。

ただいま申し上げましたとおり、今後は閣議決定された事柄につきましてさまざまな対応を していく必要がございますが、本日ご参集の先生方のご意見をこれからの我々の業務執行に十 分生かして参りたいと思っております。

また、本年は第1期の中期目標期間に係ります業務実績に関し評価いただくこととなっておりますが、この評価やご意見を第2期の中期目標計画の実施にも生かしていく必要がございますので、忌憚のないご評価、ご意見というものをちょうだいできればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

今日は暑い中でちょっと大変かと思いますけれども、活発なご議論をお願いを申し上げまして、冒頭に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【濱周辺整備事業室長】 ありがとうございました。

続きまして、本日の出席者につきましてはお手元に座席表がございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日は竹田政策評価官が出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、空港周辺整備機構からは竹内理事長ほか役職員が出席しております。ここで竹内理事長をご紹介させていただきます。

【竹内理事長】 理事長の竹内でございます。今年もひとつよろしくお願い申し上げます。

【濱周辺整備事業室長】 ありがとうございました。

審議に先立ちまして、事務局から3点ほどご報告等を申し上げます。

まず1点目でございますが、委員定足数のご報告でございます。

空港周辺整備機構分科会の委員定数の8名に対し、本日5名の出席をいただいておりますので、議事に必要な過半数の定足数を満たしていますことをご報告させていただきます。

2点目は、分科会の審議結果の取り扱いでございます。

本日の審議結果の取り扱いにつきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第 6条の規定に基づき、後日、木村委員長の同意を得まして最終的に評価委員会の議決となる手 続を行うこととなっております。

なお、本日の議題で、中期目標期間に係る評価につきましては国土交通省評価委員会での議 決事項となっております。

3点目は、議事録についてでございます。

議事録につきましては、従来と同様、委員会終了後速やかに議事要旨を国土交通省のホームページで公表いたします。その後、議事録を作成いたしまして同様の方法で公表いたします。ただし、業務実績評価に関しましては議事要旨では主な意見のみを記載いたしまして、評価の結果に関する記載はいたしません。その後の議事録では評価結果を公表しますが、そこでは発言者名は記載しない措置を講じたいと思います。

なお、本日の議題で役員退職手当支給に関する業績勘案率決定がありますが、プライバシー ということもございますので、個々の役員名は伏せて公表いたします。

事務局からは以上でございます。

なお、恐れ入りますが、横田環境・地域振興課長は所用のため、ここで退席させていただきます。

【横田環境・地域振興課長】 大変申しわけございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【濱周辺整備事業室長】 それでは、以後の進行につきましては盛岡分科会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【盛岡分科会長】 それでは、ご苦労さまでございます。

ただいまから議事に入りますけれども、ちょっとお手元をごらんいただきますと資料一覧というのがございまして、この中の資料番号で言いますと、資料1から参考3まで、このあたりまでの説明資料、実績報告書等々のご説明及び審議をまず最初の1時間程度行いたいと思います。その後、私のほうから資料5を用いまして分科会長試案ということを20分ばかり説明をさせていただきます。その後、この評定試案に関する法人側からの意見聴取ということで約5分ないし10分、質問事項がある場合はさせていただきたいと思いまして、その後ちょっと休憩を

挟みました後、約1時間程度、この場合は周辺機構の皆様方におかれましてはご退席をいただいて、私ども委員のみで審議をしたいというふうに考えております。その審議の終了いたしますのが、予定では約4時20分ぐらいということで予定しておりますが、その後、残りました財務諸表の説明を資料7等々を用いていただきました後、退職手当、それから役員給与規程の改定ということで資料11、12を使って審議をいただいて協議した結果、本日のすべての審議が終了すると、こういう手続になっておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

そうしましたら、まず最初に法人の側から平成19事業年度、それから第1期の中期目標期間の業務運営評価に関する説明をお願いしたいと思います。30分ないし40分程度お使いいただいて結構かと思いますが、その中ではみずから自主的な改善を行ったというアピールポイントを含んでご説明いただいて結構かと思います。

それでは、竹内様のほうからよろしくお願いいたします。

【竹内理事長】 よろしくお願いいたします。

ちょっと上着を外させていただきます。

それでは、ただいま先生からご指示がございました平成19事業年度における業務実績報告並びに第1期中期目標期間、平成15年10月から平成20年3月までの通算4年6カ月にわたります業務実績報告につきましてご説明させていただきたいと思います。

説明の便宜上、この横書きの資料1を用いましてご説明させていただきたいと思います。

この資料には、資料の整理としまして左側から中期目標、中期計画、19年度計画、19年度実施状況、そして第1期中期目標期間における達成状況と、こういうふうに並べております。そして、中期計画の項目ごとに区分をしまして、項目全体では23項目でございます。

それではまず、第1番目の、ここには2とございますが、業務運営の効率化に関する事項、 組織運営の効率化についてでございます。

19年度には大阪事業本部におきましては、事業第二部調査役及び移転補償課の2名、合計3名を削減しております。さらに1名を異なる課へ振りかえをしております。福岡におきましても1名を削減しております。機構全体で合計4名の削減ということでございます。中期目標期間中におきましては、当初の中期計画の目標は平成15年度で既に達成しておりますけれども、平成16年度以降もこのページ及び2ページ、3ページに書いてございますように、16年度以降も組織定員の見直しをやっております。そういうことで、独法に移行する直前と比べまして、19年度では合計26名削減したことになっております。約22%ぐらいになると思います。

次に、3ページをごらんいただきたいんですけれども、人材の活用でございます。19年度も

異動計画の策定に関しまして、若い人材の派遣要請を各機関に行いまして、若返りが図られております。全体を通じては、15年4月から20年4月までの間に45.1歳から42.9歳ということで、2.2歳若返りを達成しておるということでございます。

次に、4ページでございますけれども、業務運営の効率化、この中の代替地造成事業の効率 化でございます。これはもう既にすべての代替地の処分を行っております。大阪では16年度ま でに、福岡では17年度までに終わっておりまして、該当はございません。

次に、5ページでございますが、共同住宅でございます。これにつきましても、これは平成 13年度の特殊法人等整理合理化計画閣議決定に基づきまして、17年度までにすべての共同住宅 6棟、295戸に当たりますけれども、これの処分を完了しております。

次に、6ページでございますが、事業費の抑制でございます。中期目標といたしましては、事業費全体で認可法人の最終年度に比べて、最終年度で5%の減、それから住民の申請に基づいて行うものを除く事業については15%減と、こういう目標でございましたが、19年度におきまして、この年度はかなり集中的な工事もございましたけれども、全体の事業費で21%減、住民の申請に基づくもの以外のものにつきましては54%という額の削減を達成したところでございます。金額ではここにございますように、事業費全体では136億余りから107億余りということで、21.3%の減でございます。また、申請に基づくもの以外のものにつきましては65億余りから30億程度ということで、54.2%の削減を達成したということでございます。

このコスト縮減の具体的な例の一つとしましては、再開発整備事業における借受者の提案を 積極的に取り入れたコスト縮減といったようなことも取り入れて達成をしていったわけでござ います。

次に、7ページの一般管理費の抑制でございます。一般管理費は、中期目標といたしましては最終年度で13%程度削減するという目標でございましたが、19年度におきましては、人件費の抑制等によりまして最終年度に比べまして31%削減をいたしております。金額といたしましては、14年度では17億3,800万余りでしたが、19年度で11億9,500万余りということで、31%の削減を達成したものでございます。19年度では具体的に4名の人間を削減をしておるということでございます。

次に、8ページの国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上の中の、業務の質の向上でございます。大阪・福岡両空港本部におきまして連絡協議会をそれぞれ4回開催しまして、関係公共団体等に対して整理合理化計画の説明などを含む第2期中期計画の内容に理解を求める会議を持ちました。この計画では年2回ということになっておりますが、19年度は4

回ということでございます。そして、中期目標期間を通じて毎年度2回以上開催いたしまして、 予算、事業計画、さらにその他重要事項につきまして、関係自治体等との意思疎通を図ってき ておるところでございます。

次に、9ページでございます。職員の資質の向上ということでございます。19年度におきましても、両本部におきまして新規職員採用研修、情報セキュリティー研修、法務処理事例研修など合計5回実施いたしております。さらに、国土交通大学校の研修センターにも簿記研修で1名を参加させております。中期目標期間を通じまして、両本部で人権同和問題、独法会計基準等々の研修、毎年4回ないし7回実施をしてきております。計画では3回程度ということでございますが、それを上回る研修等を実施しておるところでございます。

次に、10ページでございますが、業務の内部評価でございます。平成18年度の事業実績に対する評価を2回実施いたしております。さらに、19年度上半期の事業に関しましても中間の内部評価委員会を開催いたしまして、対中期計画の達成見通しとあわせてその後の事業の進め方等に反映させ、フォローアップを行っております。都合3回実施したところでございます。中期目標期間全体を通じましても、業務実績の中間評価及び年度評価を実施しまして、以後の計画策定、業務運営に反映をさせてまいっております。

次に、契約関係事務について一層の適正化を進めることということでございますが、これは独法移行時におきまして会計規程の見直しを行い、契約・支出事務処理権限の一元化、さらに15年度には大阪事業本部に契約係長、福岡事業本部には考査役を配置いたしまして、目的を達成いたしておるところでございます。

次に、11ページでございますが、広報活動の充実でございますが、18年度、19年度におきましてホームページの内容、情報提供の内容の充実化をさらに図りまして、ホームページのアクセス件数が15年度に比べまして約16%増加という状況になっております。また、9月の「空の日」に合わせまして、両本部でリーフレットを配布いたしております。さらに、その他の広報活動といたしまして、両本部に関係する自治体の市政だよりなどに広報依頼をして、広報の伝達に協力をいただいておるところでございます。中期目標期間を通じまして、今申し上げたようなことを各年度着実に進めてまいっておるところでございます。それから、エアフロントオアシスなどの環境対策事業のPR看板、これを平成15年度及び16年度にかけまして設置を行っております。

それから、業務の確実な実施でございますが、まず再開発整備事業でございます。19年度事業実施に当たりまして関係自治体との調整を十分図り、地域整備計画等との整合も図りながら

進めてまいったわけでございます。施設整備に当たりましては、民間活力の活用型の手法ということでユーザーのニーズを十分取り入れ、また整備費の縮減を図るといった方法で進めてまいっております。19年度の整備件数は、計画2件予定しておりましたが、両本部で5件整備いたしました。その結果、中期目標期間中におきましては、中期計画の目標値7件を大幅に上回る29件を整備いたしまして、空港周辺のまちづくりに寄与しているところでございます。

次に、13ページでございます。下のほうになりますが、中村地区の事業者に対する移転先用地の譲渡契約、これも再開発という位置づけということで進めてまいったわけでありますが、一番右にございますように、18年度末時点で全36区画中35区画を譲渡終了したところであり、1区画が残っておりましたが、現在伊丹市の道路整備に合わせる調整を進めておりまして、19年度には完成できませんでしたけれども、20年度中に譲渡できるという見通しでございます。

次に、14ページでございます。両空港における民家防音事業でございます。事務処理期間の 短縮という目標で、計画といたしましては、交付申請から交付額の確定までを15%期間短縮す るということでございます。大阪本部では17年度から19年度が最盛期に当たりまして、年間1 万台以上の更新工事を集中的に執行いたしたところでございますが、コンピューターシステム の改良とか審査方法のマニュアルの改正などに努めました結果、移行前に比べて約16%期間を 短縮させることができたところでございます。福岡におきましても約16%短縮をさせておりま す。これは中期目標期間の最終結果ということでございます。

次に、移転補償事業でございます。計画では、申請から代金の支払いまで15%短縮するということでございますが、大阪におきましては、平成15年度で約56%期間を短縮し、これは既にもう実現をいたしておるところでございます。福岡空港事業本部におきましては、前年度以前に受理した申請事案が随分滞留いたしておりました結果、処理期間が長引いておったわけでございますけれども、その後事務の効率化等に取り組みまして、処理期間を最終的には最終年度で計画目標どおりに約15%短縮を達成したというところでございます。

次に、中村地区整備に関する移転補償でございます。19年度末完了ということを目指しまして、中村地区の整備協議会あるいは地元自治会等と連絡、情報交換等を行い、地元住民の意向等の把握に努めました結果、すべての移転補償対象数が208棟でございますが、平成18年度にこのうち203棟が契約を終わっていたわけですが、残る5棟につきまして、19年度で移転補償契約を締結することができまして、これで完了という状況でございます。

次の16ページでございますが、大阪空港周辺の緑地帯の整備でございます。利用緑地、緩衝緑地第1期事業につきましては、未買収地1.8ヘクタールのうちの約0.3ヘクタールを買収しま

して、用地取得進捗率を95%としたところでございます。

次に、17ページをごらんいただきたいんですけれども、19年度の実施状況で、買収済みの 0.57ヘクタールの造成・植栽につきましては予定どおり実施したということが1点。それから、 排水施設整備につきましては18年度から3カ年度で進めるという予定でございましたが、1年 前倒しして2カ年で終了するということができたわけでございます。

恐縮ですが、前の16ページの中期目標期間のほうへ戻っていただきたいんですが、中期目標期間全体では大阪の利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、13.9ヘクタールに対しまして12.3ヘクタールの用地取得を完了いたしました。約88%に当たります。また造成・植栽につきましても、12.9ヘクタールに対しまして7.9ヘクタールの造成・植栽を完了したところでございます。約61%の達成率ということになります。

次の17ページにまた戻っていただきまして、緩衝緑地の第2期事業分でございますが、これは都市計画事業の承認・認可に向けまして、大阪国際空港緑地整備推進協議会の幹事会のもとに分科会を発足、これは19年6月でございますが、発足させまして、より具体的に進めるための協議を行っております。今後とも引き続き2期事業の承認・認可取得に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、18ページでございますが、福岡空港における緑地帯の整備でございます。空港北側地 区におきまして0.2〜クタールの造成・植栽を実施したところでございます。これで中期目標 期間中に2.0〜クタールの造成・植栽を北側地区につきましては行ったということになります。 空港南側地区でございますが、都市計画手法でやるのかどうかを含めまして、現在国・公共団 体等と協議を行っておるという状況でございます。

19ページでございますが、空港と周辺地域の共生でございます。19年度におきましては、「空の日」に合わせまして大阪、福岡両本部におきましてリーフレットを配布いたしております。また大阪におきましては、大阪産業大学の課外学習を受け入れまして学生20名に対して空港周辺の環境対策についての講義を行っております。その他、環境学習の受け入れ促進を図るために、義務教育機関のほうへ案内を行っております。そういったことで中期目標期間中、各年度におきまして、このような啓発活動や環境対策の講義あるいは現地見学といったものを行いまして、空港と周辺地域の共生に資する活動を行ってまいったところでございます。

次に、20ページでございます。財務関係でございます。財務内容の改善に関することということで、目標といたしまして欠損金を3割圧縮するほか、共同住宅の未収金の大幅な圧縮というのが挙げられておったわけであります。19年度におきましても、予算、収支計画及び資金計

画について随契の適正化への取り組みによる一般競争入札の拡大などを通じまして、経費の抑制を図りつつ適切な執行を行ってきたわけでございます。その結果、欠損金につきましては着実に圧縮を図ってまいりまして、独法移行時の11億6,500万円の欠損金が平成19年度末では8,900万と、圧縮率は92%に達したものでございます。それから未収家賃につきましては、共同住宅全棟売却に際しまして全額を回収しております。

次に、21ページでございますが、随意契約の適正化に関する取り組みということで、19年度におきましては測量・コンサルタント業務の随契限度額を国の基準と同額まで引き下げをいたしました。250万円以下を100万円以下ということで、原則として限度額を超えるすべての契約は一般競争入札によるということで、順次一般競争入札に移行いたしております。その結果、その下に細々と書いておりますけれども、契約ベースで平成18年度契約件数で随契が64.1%でありましたが、19年度には件数で25.6%に下がっております。実数で申しますと、18年度は随契59件でございましたが、19年度は11件ということでございます。金額ベースで申しますと、18年度随契の金額が74.4%でございましたが、19年度には18.7%ということで、55.7ポイント減少いたしておるわけでございます。金額ベースでは、18年度は11億300万から、19年度は5,800万というふうに縮減したところでございます。

次に、22ページでございます。4の短期借入金、5の重要な財産の処分に関する計画、さらに23ページの剰余金の使途でございますが、いずれも該当がございませんので、全期間通じて該当なしということでございます。

23ページでございますが、その他業務運営に関する重要事項ということで、人事に関する計画でございます。目標としまして、18年度から22年度までの5カ年において、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うことということでございますが、19年度におきまして、17年度比で2%という国の計画を大きく上回る9.9%、実員で10名の削減を実施いたしております。中期目標も同様でございまして、9.9%、10名の削減を達成したということでございます。

次に、24ページでございます。給与体系の見直しでございますが、19年度におきまして、人事院勧告に準拠しまして管理職手当の定額化、課長代理級の管理職手当の廃止等、給与水準の適正化に努めまして、その結果、対国家公務員指数で平成19年度は109.1、平成18年度112.6と比較しまして3.5ポイント減少したわけでございます。中期目標期間全期間を通じて見ますと、平成15年度で123.7でございましたが、19年度で109.1でございまして、14.6ポイント減少したという状況でございます。

次に、計画的に人員の抑制を図ることということで、定年退職者の不補充ということでござ

いますが、定年退職者の補充は全期間を通じて行っておりません。

次に、25ページの出向者についての若返りを図って人件費を抑制するという件でございますが、各機関と人材の派遣要請を行う中で、若い人間をいただきたいということを毎年繰り返しお願いをいたしておりまして、その結果、全体で、平成15年4月の大阪では46.2歳が43.5歳となり、また福岡では42.6歳から41.9歳ということで、全体を通しまして2.2歳若返りを果たしたということでございます。

次に、26ページでございますけれども、中期計画で独法移行時に組織、職員数の見直しを行って、平成15年4月時点にして12名削減するという計画でございましたが、15年10月1日の移行時にこの計画を超える17名を削減したところでございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの業務運営に関するご自身からの評価説明資料を用いてご説明いただきました。詳細のほうは、参考資料等を含めて大変厚みのあるものでございますが、若干事前にご説明いただいているということもございますので、ただいまの説明に対する質疑という形で10分程度進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問等重ねておありのところをおっしゃっていただけますか、どうぞ。

【北村委員】 表現の問題なんですけれども、22ページ、そこに随意契約をせざるを得ない ものの中身が書いてあって、会計監査人に、「法令等により限定されるもの(会計監査人)」 と書いてあるんですけれども、これはどういうことなんでしょう。

【竹内理事長】 監査人は、私どもで決定するのではなく推薦するのであり、国土交通大臣に選任してよろしいかという上申をします。それで、国土交通大臣のほうで審査されて決定されるのです。

【北村委員】 それは、分類上随意契約によらざるを得ないものに入りますか。

【竹内理事長】 私どもの推薦というのは候補を出すだけで、その時点で契約するわけじゃありません。国土交通大臣からのご承認をいただいてから契約ということになります。

【北村委員】 いや、それはいいんですけれども、それは随意契約に当たるんですか、契約、 分類上は。

【竹内理事長】 形式的には、特定された者との契約ですから随意契約になるだろうと。

【北村委員】 法人が特定するわけじゃないですよね、おっしゃるとおり。

【竹内理事長】 法人が特定したわけじゃないんです。

【北村委員】 ですよね。だから随意契約という分類でいいのかなと思いまして。

【竹内理事長】 概念に入るかどうかということですか。その辺はちょっと検討してみないとわかりません。

【北村委員】 ちょっと表現がこれでいいのかなと思いまして。

【竹内理事長】 わかりました。

【盛岡分科会長】 それでは、ほかにございませんでしょうか。

今の随意契約等との関係で、19年度実施状況のところには、当独法だけではなくて、全体として国交省及び他の省も含めてだと思いますけれども、法人に当たっては随意契約という形態ではなくて競争入札等の契約に移行するようにというご指示等があって、これが4、財務内容の改善に関する事項というところの枠組みで表現をされたということですね。そうしますと、何でしょうか、文言上だけで言えば予算執行に関する収支資金等のところの圧縮率8,900万等と書いてあった、その次の文章が「なお」とこう書いてあって、ここが一言で言うと、概念的には別の部分に飛んでいますよね。この点については、この案件がある際にいろいろとご相談されてこういうことになったんですけれども、若干これの扱いを今どういうように扱ったらいいのかということについて、機構のほうからは何かご意見ございますか。

【竹内理事長】 特に私のほうからは、どこに、座りはどこがいいのか非常に悩んだところでございまして。

【盛岡分科会長】 どこがいいのか、座りがなかなか難しいところなんですけれども、ここに書かれたと。

【竹内理事長】 はい。

【盛岡分科会長】 ここしかないのかなという判断はできるんですけれども、いかがですか、 これは。

【事務局】 最初は契約事務の適正化という項目がありましたので、そこに入れさせていただいたんですが、そこに入れると19年度の年度計画がありませんので、年度計画がないのに評価ができないというところもございまして、昨年もこの予算収支計画のところに随契の見直しは一部入れさせていただきました。全体の予算の執行というところで契約関係も同時に評価いただくというところだと思うのですが、ただ、この随契の見直しが即この欠損金の圧縮につながるかというと、なかなか一概にそうも言えないというところで、多分なお書きになっていると思うのですけれども、全く寄与していないわけではなく、欠損金の圧縮には一部寄与はしていると思います。

【盛岡分科会長】 そういう理解で年度目標に対するその実施状況に対して評価を下さないといけないので、このなお書きの部分も圧縮率のところに含めてある種年度目標に対する評価を我々としてはしたという形をとるということですね。この点をちょっと先生方にご確認をいただきたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。どうぞ。

【山田委員】 質問が適切かどうかちょっとよくわからないですが、22ページの4番、短期借入金の限度額というのがございますけれども、限度額をこれこれとするというのが目標計画になっているんじゃ、何かちょっと違和感があるんですが、短期借入金をこの限度内で借りる。借りるとしても限度以内にしなさいよというのが目標なんだろうと思うんですが、非常に順調に業務を遂行されて、短期借入金、資金不足になるようなことはなかったということは、19年度だけではなく評価の対象になっていないんですけれども、そういう資金不足に陥らなかったということは本当に評価の対象でなくていいんでしょうかという、ちょっとこれを評価をさせていただいているときに思ったんですけれども、本当はどこかでちゃんと評価されていてうまくいっているということにやっているのでいいんだろうなとは思いつつ、ちょっと疑問に思ったもので、一応ちょっと発言をさせていただきました。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

その扱いはどんなふうに。では、機構の側からはご発言ございますか。

【竹内理事長】 おっしゃるとおりのような気がするんですけれども、過去ずっと該当なしということで評価しないで来たものですから、そのまま今年もそういうふうにしてしまったんですけれども、確かに借入金の限度額を14億円以下ということで抑えれば合格という評価をいただくべき事柄でないかなという感じはいたしますけれども、今までやってきていないものですから。

【盛岡分科会長】 そうですね。

【廻委員】 借入金の限度額は14億。

【竹内理事長】 14億ですね。

【廻委員】 14億とするとして、もし14億だったらこの評価は何になるんですか。

【盛岡分科会長】 そうなんですよ。例えばそれが限度内で10億だったとか8億だったとか、 そういうことだとどういう評価になるんでしょうね、これ。

【北村委員】 これ、法律とかそういうのに書いてあるから、授権するというような意味で、 もし書いていなかったら借り入れできませんよと。この金額どおりやったから立派でも何でも ないんで、その権限内の権限を行使したというだけの話なんだろうと思うんですよね。ですからもともと評価になじまない項目なのかなと思います。

【盛岡分科会長】 評価になじまないと。

【廻委員】 だから、そうなるとすると14億借りたら3というみたいなことになるのでしょうか。それも変ですよね。それも変なので、余りなじまないのかもしれません。

【盛岡分科会長】 資金不足にならないようにという、資金をきちっと運営される財務管理 のほうは別のところで評価されていると、こういう理解ですね。そういうふうに理解したいと 思います。ありがとうございました。

では、ほかにご質問等ございますでしょうか。

それでは、この後も評定試案の説明というのを私のほうからさせていただきますので、その 説明をお聞きになられて、場合によっては法人のほうでご意見をお出しいただくということも できるし、また委員の先生方からご質問を出していただくという形で運営したいと思いますの で、時間の関係からその評定試案の説明というところに入らせていただきたいと思います。よ ろしゅうございますか。

【廻委員】 その前によろしいですか、私が評価の記載の間違いをしましたので、変えたい んですけれども。

【盛岡分科会長】 変えられる場合はまた後で。

【廻委員】 文言ですけれども、「着実な達成」と書いたのをすべて「着実な実施」に変えて下さい。それから業務の9番目のところですが、これは「年度計画を上回る5回の整備を実施」というのが正しいコメントです。それだけです。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ご説明させていただく際に、この横長の資料は実は私ども委員の側だけしか持っておりません。機構の皆様方は個別の委員がどのような記述をしているかというような、これはちょっと意見交換になりますのでお渡ししていないということですので、それについて私のほうから余り、この評定の際に分科会会長試案の中には発言としては織り込まないようにしようと思っておりますので、後ほどご発言いただくという形にさせてください。

それから、既に竹内様のほうから機構としての何でしたかね、資料で言うと何番になるのかな、後ろのほうにございましたね、参考資料に既に自己評価をされておられます。我々の側でもその評価をしたところに各先生方のほうで個別に判定理由を書かれておりますので、余りその判定理由を事細かに私は申し上げると、これまた時間が非常にかかってしまう。ですから、

やや結論的なところだけ申し上げて、後ほどその評価のバランスあたりを皆様方にというか、 機構の皆様方にご意見聴取をさせていただくということにしたいと思います。

まず、19年度の年度評価につきましては、5、4、3、2、1ということでございまして、例によって例のごとくその「特筆すべき優れた実施状況」、それから「優れた実施状況」、それから「着実な実施状況」、「概ね着実な実施状況」ということで5点から2点、それで1点は「着実ではない」という表現でございますが、この表現と、それから中期の場合にはSS、S、A、B、Cということで、文言としては達成状況としてという言葉が中期の場合は加わっているだけでございますので、文言は「特筆すべき」、「優れた」、「着実に」、「概ね着実に」、それから「実績が上げられていない」と、この5つの類型で行われているということで、ちょっと最初に申し上げておきます。

その上で、まずは19年度のほうをごらんいただきまして、資料が5とそれから資料の6と対応していただいて、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。資料6が第1期中期の評価でございます。ほとんど、先ほど申したように判定理由はここでは書いておりませんので、後ほどご審議いただいた結果として判定理由を委員会としては入れていくという形にさせていただきたいと思います。

まず(1)の組織運営の効率化でございます。先ほどもご説明いただいたように4名削減ということで、着実に実施されているということで、年度については3、それから中期についても必要な体制を整備して着実に実施されているということでAにしたいと思います。

それから(2)の人材の活用でございますが、若返り等の年数が2.2歳だったか、報告いただいておりますので、これについても年度については3、それから中期についてもAという形でさせていただきます。

それから続きまして、めくっていただきますと代替地造成事業の効率化ということで、この 19年度につきましては、既に売却をしているところから評定結果はございませんということで、中期全体としてはすべての代替地を処分したということで、Sという評価にしたい。優れた実績を上げているということにしたいと思います。

続きまして次、共同住宅です。共同住宅についても先ほどご説明あったように、既に18年度 までで終了しておりますので、年度はなし、それから、一括売却をするということで、大変優 れた手法を使って前倒しにされたということで、評定結果、中期についてはSSということで、 先生方のご意見も踏まえて入れてございます。

続きましてめくっていただいて、事業費の抑制です。事業費の抑制につきましては、住民の

申請に基づくものを除くか除かないかということはございましたが、いずれにしましてもその 目標を超過達成をしているということで、コスト縮減に努められたということで、19年度につ いては4、それから中期についてもSということで、優れた実績を上げているということで行 いたいと思います。

それから、一般管理費の抑制についても31%削減するということで、目標を超過達成されていますので4、それから、大幅な抑制ということで、中期通してSということで優れた実績という形にさせていただきます。

続きまして、国民に対して提供するサービスの業務の質の向上でございますが、連絡協議会等の開催回数等ございましたが、年度としては3、それから中期としても着実にというところに評定をしたいと思います。

それから、その次の職員の資質の向上、研修会5回ということで、この点も着実に実施されたということでありますが、中期全体として見た場合の評価につきましては、概ね着実ということにさせていただいて、これはちょっと先生方のご意見も踏まえて平均的なところをとりましたが、Bということであります。概ね着実にということにさせていただきます。

それから、その次の業務の成果の内部評価をすることということですが、これはPDCAサイクルを入れて3回フォローアップをされたということで3、それから中期計画としても着実な実績ということでAという形にさせていただきます。

それから、契約関係一層の適正化ということでありますが、新たに考査役、契約係長を設ける、これは年度については終了しているということで評定はしておりませんが、契約全体としては一層の適正化が進んでいると、着実であるということでAにさせていただきます。

それから、広報活動です。広報活動についてはホームページ等とアクセスの回数が増えているということですが、年度としては3、それから事業概要の全体の広報活動という点ではBとAとか非常に微妙でございますが、これはとりあえずBとさせていただいていますが、後ほどご審議をしていただいたら結構かと思います。

それから、業務の確実な実施というところでございます。再開発整備事業等々、それから「建設コストの抑制に努め」というところについては4、優れた実績を上げているということで、先ほど来ずっと説明をされている中村地区を含めた再開発計画、再開発事業等の整備実績があるということで、5年間の中期としても、これは特筆すべき成果であるという形にSSをつけさせていただきます。

それから、民家防音事業です。②につきましては、先ほどもご説明ありましたように、大阪

の台数1万台以上の更新をやって、期間も15%という目標に、16%削減ということで、着実に 実績を上げているということで、評価として中期についてもAにしたいというふうに思います。

それから、補償金の支払い等処理の迅速化ということで、これ19年度についても15%の削減、 それから中期としても15%であったということなので、この点についても着実に実績を上げて いる3とAという形にさせていただきます。

それから先ほどの、二重になる可能性はございますけれども、大阪空港周辺における伊丹市中村地区の移転補償というところについては、先ほどの説明の中で残っていた5棟の契約も19年度中に行ったということで、本年度中に全部移転、更地になるということで、SSという特筆すべき実績を上げたということにさせていただきます。

⑤です。大阪空港周辺、それから福岡空港周辺の⑥、それぞれ緩衝緑地の面積、それから用地取得率等々ご説明いただきました。その上で着実な実績を上げているということで3と、それから中期計画全体としてもAということで評価をしておきたいと思います。

福岡空港についても同じでございます。少し面積等違いますけれども、掲げられた目標に対して着実に実績を上げているということにしたいと思います。

次、空港と周辺地域の共生というところでございますが、社会との連携、環境教育への協力というところあたりを含めて着実に実績を上げているということで、単年度3、それから中期通してAというようにいたします。

続きまして、財務でありますが、財務の部分の欠損金の削減については92%と、目標30%ということに対して大幅な達成であり、それから未収家賃の全額回収、それから先ほどの随契の話も少しございましたが、欠損金ベースでの評価ということで、優れた実績及びこの優れた達成状況ということで、Sということにさせていただきます。

それから、短期借入金等々については評価なしと、評価の対象から外すということでございます。

続きまして、人事でございますが、人事に関する計画、2%以上の削減に対して9.9%の削減、それから中期で10名削減ということなので優れた達成状況という形にさせていただきます。それから、国家公務員のラスパイレスの部分については、まだ国家公務員より高いんですが、19年度は前年度比で3.5ポイント、あるいは5年を通して14ポイント下げて給与体系の見直しを進めたということで、これは着実な実績であるということでAとさせていただいております。評定期間について、単年度、19年度についても3という形であります。

続きまして、②定年退職者の分は特段今回は年度としての評価はなし。それから、業務運営

の効率化、人員の抑制ということでありますが、計画は12名削減ということでしたかね、これが計画以上の達成ができておりますが、19年度については評価の対象でないということで、中期計画に対しては5年間を通して計画的に人員抑制が図られたということで、計画以上の達成としてS、優れた実績という評価をしたいと思います。

ということで、全体のバランスでございますが、順調というところで今の計算結果であれば 111%です。120%と110%のちょうど間ぐらいという評定を、現時点で19年度の年次の評価と いう形にさせていただきます。

それから、第1期の中期目標の期間の業務全体としての評価でありますが、分布だけで見ますとSSが3項目、Sが5項目、そしてAが12項目、Bが2項目ということでありまして、ちょっとこの総合評価については後ほど先生方のご意見を踏まえてさらに加筆修正する必要があると思いますが、一応中期のほうだけあえて書いておきましたが、中期目標の十分な達成は優れた実績として評価をしたいということ。

それから、特にこの間のさまざまな点で難しさが言われておりました中村地区の移転補償、 あるいは共同住宅の一括処分、代替地処分、さらに大阪府、福岡共通でございますが、欠損金 の圧縮というあたりは極めて高く評価できるんじゃないかということであります。既に議論が スタートしておりますが、民家防音事業のあり方、それから業務一般のもう一段の効率化など、 課題の再検討をこれからもぜひ継続的にお願いしたいということで、とりあえず総合的な評価 の部分を仮に書かせていただきました。これは後ほどまた議論をさせていただきますが、何ら かの分科会長試案を示さないといけませんので、とりあえず示させていただいております。

これに対する機構の側からのご意見を少しいただいて、それで、後ほど私どものほうで審議をさせていただきたいと思います。ちょっと辛い目の点をつけたところもありますので、ここはちょっとというご発言はかえって歓迎いたしますから、どうぞご発言ください。

例えば広報活動の充実というようなところは、中期計画なり年度計画に沿って確実に実施なさっておられるので、私としては、ちょっとBよりAに限りなく近いというように個人的には思っておりますけれども、昨今、やはり国民なりあるいは周辺の住民の人たちの間でのコミュニケーションというのは、より活発化してほしいということを期待して、やや辛目の点を入れておりますが、多分この後の審議でそのあたりはもう一度委員の間で議論があるかと思います。十分に了解しておりますということだけは伝えたいと思います。

ほかに何かございませんですか。

どうぞ。よろしいですか。

【竹内理事長】 はい、結構でございます。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

それでは、少しこの後休憩時間を置いて、それから私どもの審議が終わってから、また機構の皆様方に入室していただくということにいたします。よろしくご協力お願いいたします。

では、10分程度休憩いただきます。ありがとうございました。

(休 憩)

【分科会長】 ご苦労さまでございます。

それでは、審議をお願いしたいんですが、この評定に入る前にパブリックコメントの際に意 見があったかどうかというのを、事務局から報告願います。

【事務局】 国土交通省の独立行政法人のホームページに意見募集について掲載しましたが、 これに対する意見は全くありませんでした。

【分科会長】 全くない。

【事務局】 はい。

【分科会長】 他の法人はどうでしたかという、それがちょっと気になったんです。他の法人で。

【事務局】 他の法人ですか、評価官室でわかりますか。

【政策評価官室】 今のところそういうのは聞いておりません。

【分科会長】 今のところはない。

【政策評価官】 車検法人はなかったと聞いています。あとはまだ聞いておりません。

【分科会長】 そうですか。

【政策評価官】 今回もそのパブコメについては、昨年12月に閣議決定された整理合理化計画に書かれて、今年からやることになりまして、細かなやり方を実は総務省に教えてくださいと言ったんですけれども、総務省から特に方針を示されなかったので、ある意味トライアルという意味でやってみたところですが、今のところは特には来ていないというのが現状です。パブコメのかけ方などもいろいろどうやって目立つようにかけるかとか、考えるべき点はあると思うんですけれども、とりあえず今年はうちの分科会のホームページに載せる形でやっていただきました。

【分科会長】 はい、わかりました。それでは、パブコメについては、意見がなかったとい うことで、審議に入りたいと思います。

既にもう我々内部でSSからA、B、Cまで、Cはないですけれども、そういうものをつけ

てございますので、この横長の一覧表、2つ種類がございます。どちらがどちらかわかりづらいですが、基本的にはSとかついているのが中期目標で、それで3とかついているのが19年度でございます。これをごらんになられて、先ほど来もちょっとその話があるんですけれども、やっぱりこの業務の中で極めて重要だと思われるものと、サブ項目で上げられているんだけれども、瑣末とは言いませんけれども、割と個別的なものが混じっていますので、やっぱり最後のところは重要な項目をつまんでいただいて総合評価にするというようにしていただければいいかなということもあって、広報活動はAでもBでもどちらでも良いと思ったのですが、私はもうあそこはAでも構いませんし、全体として評価を下していただきたいと思います。いかがでしょうか。ちょっとバランスの違うところだけざっと見てみますか。

【委員】 その前にちょっといいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 中期の評価の分ですけれども、それによって変わるかどうかはわからないですし、 コメントにどう書くかという問題があるんですけれども、12番目の再開発、これ中村地区が入 っていまして、15番目にまた中村地区そのものなんですね。

【分科会長】 そうなんですよ。二重に入っているんですね。

【委員】 中期計画には、12番には中村というのはないんですよね。これにはだけど、ここでは対比して書いてあるんですけれども、今日いただいた資料1のですね。

【分科会長】 確かに、ちょっと引っ張られたんですね。

【委員】 資料1の13ページ、中期計画にないのに年度計画と最後の中期計画のところに中村、ここでまた入れてしまっているんですよね。中村が一番いいところなので2回カウントされているみたいなことになってしまうので。

【委員】 自己採点のところに引っ張られていた。

【委員】 自己採点で中村を書いているんですよね。

【委員】 やっぱり中村地区の件が一番すっとこちらも反応してしまうんでね。

【委員】 ええ。ところが中村自体は15番のところで独立で評価するんですよね。

【分科会長】 もしそのあたりを入れるとどういう議論になりますかね。

【委員】 というのは、中期計画にないのに評価することになってしまうんですよね、12で評価するということは。これが13ページ、中期計画にないんですよ。

【分科会長】 そうですね。この彼らの書いたものには、その中期計画との関係ではどんな 文章になっていましたですかね。 【委員】 いや、なお書きで中村を書いているんです。

【分科会長】 やっぱりなお書きだけでしたかね。参考の……

【委員】 参考の3でしょうか。参考の3の8ページになりますか。

【委員】 これには中期は入っていないのですね。

【委員】 中期が入っていないんですよ、もともと。

【委員】 年度だけなのですね。気がつかなかった。

【委員】 それで、中村はあくまでもそれでいくと10ページに入っているんですよね。

【分科会長】 これ、中期目標も移転補償については着実に推進することという、その着実な推進の中身が、何でしょうね、意見交換であるとか十分な補償の議論の着地点が、中期目標を立てたときにはまだ見えていなかったんでしょうかね。それだけに、掲げたときには対応策、評価対象にしてしまうと大変だというのがあったかもしれませんね。ところがいろいろな航空行政のプロモーションもあって、この機会にぜひ解決しようと。もちろんそれは国・政府の強いリーダーシップがあったことは間違いない。ただし、それがあったとしても、地元として進めていこうとすると、やはり調整であるとか意見交換であるといったところでの機構の役割というのは大きいし、これまでの経験があったからこそ、それが推進できたということなので、中期目標にどの程度書いてあったのかということはありますけれども、関係自治体との連携した事業という観点からも、中村地区の再開発整備事業は非常に優れた結果として成果を生んだということであれば、関係自治体との連携、まちづくりというところからも非常に高いレベルであったというように言ってもいいかなと思ったんですけれどもね。

【委員】 これ移転補償と再開発整備というのは全く別物なんですか。

【分科会長】 移転補償というのは、場合によっては虫食いでも構わないんですよね。虫食いってちょっと表現悪いんですけれども、一団でなくても。違いますか。全部終了しなくてもいいよね。

【事務局】 中村の場合の移転補償はちょっと特殊でして。

【分科会長】 ちょっと特殊ですね。土地関係が違うからね。

【事務局】 全部解決すると、全員退去というんですか、撤去していただくということでやるのが中村の事業なのですが、この中期目標をつくった後に事業所用地の問題が生じてきまして、中村の移転補償をする上において、事業所がいっぱいあるわけなんですね。その事業所の移転先を考えないといけないというような問題がございまして、そのときにどんな手法があるかということで、国がみずから代替地を用意するとか伊丹市が用意するとかいろいろあったの

ですが、幸い機構の再開発整備事業という事業手法があるということで、この事業手法を用いましょうということで、中期目標の時点では再開発の項目にこの計画はありませんでしたが、 年度目標の達成より上の優れた状況と言えるのかもしれないですね。

【委員】 私もやっぱり今、そういうあいまいなところは確かにあるんでしょうけれども、 その移転補償とそういう意味で、それをうまく進めるための代替地、そこをきれいに用意をしていくということは、やっぱりそれぞれ評価してもいいんじゃないかなと一応理解しましたですけれども。

【委員】 いや、その辺の兼ね合いが非常に難しいというのは、先ほどの随意契約の問題あるでしょう。あれは目標に書いていないからやらないという話で通っているわけですよね。あるいは違うところに入れてしまっていると。だから目標があって計画があって、評価というものをどうつなげるかというのをある程度首尾一貫するというのかな、理屈つけておかないと、いいところだけはじゃあとって、悪いところがあったらとらないのかという話になりますよね。目標に書いていないけれども、非常にある大きな事件が起きたけれども、それはどう評価するのかというような問題も出てくるんじゃないかと思うんですけれども。

【委員】 中期目標というのは割合、どうなってもいいと言ったら変ですけれども、結構ざくっとやっていますよね。後で様子が読めないけれども……

【委員】 本当は中期計画を変えておかなくてはいけなかったんですよね。それを変えなかったからこういう事態が出てきたという。

それはだから、そういう感想で何か全く違うものであるとするならば、それを評価するという1つの手があるのかもしれないですけれども。

【委員】 今おっしゃられたような点で別の項目なんですが、たしか一般管理費だったか何かがちょっと正確に思い出せない、平成14年度に比して19年度どうかとか、全体でどうかというのがあって、14年度に比する限りは19年度も当然いいんですけれども、では、19年度にどれぐらいのことがあったのかという、それを見るとちょっとはっきりしないなというところがあって、会長試案では4になっていたんですけれども、私はそこはわからないので3にしたというのも、逆にあったんですよね。

【分科会長】 それはどの部分だったかな、もうちょっとシビアに見ましょう。単年度評価のところと……

【委員】 予算ですから16番ですか、年度評価だと。一般管理費の話ですか。一般管理費だと4番ですね。

【委員】 おっしゃるとおり、4番の一般管理費の抑制が会長の試案では4になっております。機構の自己評価でも4なんですが、そこを読みますと、平成14年度比で31%に相当する額を削減したと書いてありまして、確かにこの19年度が足を引っ張ることはなかったんだと思うんですけれども、14年度に比しただけではやっぱり19年度はわからないなと思いまして、ちょっといただいた資料を眺めたんだけれどもよくわからなかったので、私は順当に、少なくとも遂行されたと判断するほうがいいかなとして、3にしたんですよね。

ただし、中期目標としては全体として14年にして31%というのはやっぱりすばらしいと思いましたので、それは、ええ。

【分科会長】 確かに、そうやね。その事実関係はどこか調べられますか。

【事務局】 昨年18年度は27%削減です。

【分科会長】 前年度比。

【事務局】 14年度比で27%です。

【分科会長】 ということはかなりの分は、半分ぐらいは19年度に達成しているんですね。

【委員】 これ毎年毎年ですか。

【事務局】 毎年、14年度に比しての削減率です。14年度と18年度を比べたら27%削減しました。19年度は31%削減しました。昨年より4%削減率が上がったということです。

【委員】 毎年何パーセント削減といった方法で進めますと、結局毎年14年度に比して削減するわけですね。JALなんかの人件費の抑制も、2004年だったと思いますが、その年に合わせて毎年削減する計画になっています。だから、そういうふうにある年度と比較する方法が一般的ですね。でないとどんどん少なくなってしまいますから。

【事務局】 この一般管理費の抑制の13%の考え方は、本来年間3%ずつ削減しなさいということで、3×5=15で、ところが機構の場合は4年半なので13%の削減になったということなので、毎年5%ずつ削減していくという発想ですね。

【委員】 もう一つが、ある意味で意味がないのは、これ全法人一緒なんですよね。それは何を言っているかというと、事業が減ったところは減ったところで、本当は当然減るわけですから、それを考えなければいけないのに考えていないんですよね。ここみたいに事業を縮小していくよというところは減って当たり前なんです。ところが減って当たり前じゃないところと同じ率を減らすよという話もあったんですね。

結局、だから、本来は5%だとか3%というのは効率化によって減らすべき目標なんだろう と思うんですよね。ところがこちらの場合に、事業縮小によって減らしていますので、それで 目標達成したねと一概に言えないなと。だけど、それが目標だからそれで評価するよりないという感じがするんですよね。

【委員】 でなければ31なんて出ないですよ。

【委員】 出っこないですよ。出るほうがおかしいんですよ。だからよほど無駄遣いしていたんだ、逆に言ったら。

【分科会長】 とすれば、どうしますか。それはそうであればね……

【委員】 だから解決しようがないと思うんですよ、多分。

【委員】 だから、やっぱり中期目標とチェックするしかないんだと思います。

【分科会長】 それであれば、今のお話だと4というのはちょっと上げ過ぎじゃないかというご意見に近いと思うんですけれども、どうですか。

【委員】 実質はですね。ただ、そこまで目標が上がっていて云々というふうにするのかしないのかですよね。

【委員】 まあ3倍というわけじゃないけれども、縮小しているんですから、本当はおっしゃるとおりなんですけれども。

【分科会長】 縮小はどのぐらいの割合ですか。その事業費そのものは。だから事業を縮小 したもの、事業費でいくとどのくらいなんですか、事業費比率。

【事務局】 事業費に対して一般管理費ですか。

【分科会長】 はい、一般管理費。その比率がポイントだという、そういう本質論に入った場合はどうなりますか。そこはちょっとチェックしておいたほうがいいので、絶対また総務省は言うかもしれないね。そういう議論をするかもしれない。

【委員】 甘いなと。

【分科会長】 甘いなと、この間の当評価委員会の評価に対する意見でも指摘があった。

【委員】 ただ、それはでも、だからどの辺まで斟酌するかですよね。中期目標に比してチェックしろと言われたら、もうそれで私は……

【分科会長】 その意見はいつも出ますね。

【委員】 毎回ですね。

【分科会長】 毎回出ますね。

【委員】 毎年悩んでいる、何だか。

【事務局】 全体の事業費が21%削減で、一般管理費が31%削減なので。

【分科会長】 11%と。

【事務局】 事業費の削減を上回る一般管理費の削減率というのは言えるのかもしれないで すけれども。

【委員】 事業費はあれじゃないんですか。ここで言うと合計で42、これ参考の1。参考の1に事業費の縮減率と一般管理費の縮減率が書いてありますよ。縮減率、事業費は小計で70%縮減なんですよね、これ。

【事務局】 この小計は、補償措置に基づかない事業ですね。

【委員】 だから、トータルは42ですよね。

【分科会長】 ごめんなさい。何ページのどれを見たら。

【委員】 参考の1の1ページが事業費。

【事務局】 これは決算ベースです。

【委員】 決算も予算もだけれども、基本的には同じだから予算でやっているんじゃないで しょうか。もしそうじゃなかったら、予算を比べても何の意味もないと思うんだけれども。

14年度の予算と19年度の予算を比べて削減したということは、決算と予算というのは基本的に同じよという前提に立つからこそできることであって、もしそうでなかったら予算と予算を 比べたって予算を下げれば話は終わりなんですよね。

【事務局】 こちらの決算はちょっと繰り越しとか含んでおりまして。

【委員】 いや、もしそうであったとするならば、評価の参考になる資料を出してもらわないと困るということにはなりますよ、逆に。

【分科会長】 その繰り越しの議論より、ラウンドナンバーでいいので、要は30%台なのか 20%台なのか、事業費半減になっているのかと、その辺で言うとどんな感じなんですか。

【事務局】 決算と予算の場合の話は別としまして、この機構の資料の1の6ページには事業費は21%削減となっています。

【分科会長】 ちょっと待って、資料の、もう一遍言って。

【事務局】 資料1の6ページで、事業費の抑制のところで21%削減。予算です。

【委員】 やっぱり、そういう措置として行うものを除く分について54%ですよね。

【事務局】 はい。

【分科会長】 どうします、今の議論は。

【委員】 こういう算数はわからないんですけれども、事業費が20%、もし本当に減っているんだったら、一般管理費はやっぱり20%ぐらい減っても当然だというお話なんでしょうか。 そうすると、それを30%下げたというんですが、どういうふうにお聞きしたらいいのか、どう

もよくわからないんですけれども。

【分科会長】 事業費が20%ぐらい下がっていると。その事業を行うのに当然一般管理費は 比例関係の部分とベーシックにかかるものとあると思うけれども、まあまあ比例関係にあると 見た場合、そうすると、そのレベルの削減率であれば、事業費が下がっただけで一般管理費が 下がっただけだということで、努力していることにならないという評価になる。それを上回っ て30%だったら10%分は事務の効率化であるとか、さまざまなことをやったために縮減したん でしょうと、こういう話ですね。

【委員】 多分あれだと思うんですよ。これ決算ですから、予算と違うというのが前提なんですけれども、参考の1の2ページ目のところに一般管理費の削減状況というのがあって、一番貢献しているのが人件費なんですね。人員が減ったというのが一般管理費が減った最大の要因ですよね。結局、一番右に削減率で100%だとか大きい数字がありますけれども、全体的な影響というのは余り関係ない。

【分科会長】 大きな額の分を見たいわけですね。

【委員】 そうすると人件費、一番上の役職員給料が一番、これは33.39%削減されている わけですね。これが一番大きいということだろうと思うんですよ。

【分科会長】 さすがに監査の視点がしっかりととっていますね。

【委員】 そうすると当然若返りとか、組織のああいうものと連動しているということです よね。

【委員】 ええ、人員の削減とか、そういうふうに言えると思いますよ。それと事業が1つ 済んだことによる役職が要らなくなったというので削減している。

【分科会長】 統合もされておるわけですよね。

【委員】 その辺合わせてだと思います。

【分科会長】 この役職員というのはどこから上のクラスの方ですか。

【事務局】 役職員ですから全員ですね。

【分科会長】 全員か、職が入っているから。わかりました。

【委員】 そういう意味では人件費削減に努力した、若返りに努力したという効果は出ているんですね。

【分科会長】 結果が出ているんですね。

そうしたら、そのことを踏まえて少しずつ収束の方向でご議論いただきたいんですが、ちょっと中期と19年度を横目で見ていただきながら分科会長試案のその評定結果のところをごらん

いただいて、左側にずっとありますね。それで右には先生方の評定理由とともに評定結果が示されています。これをごらんになってご意見等をちょっと順番に出していただきたいんですが、特に大きな問題点がなければ、評定理由については後ほどこの評定理由、先生方の評定理由を少しつまんでいただく事務的な作業を事務局にお任せして、その結果を私が後ほど確認をさせていただいて報告するというようにしたいと思いますけれども。

では、順番にいきましょう。組織運営の効率化、これはよろしいですか。

【委員】 大体平均、平均というか4の方が、私なんかも4にしていますけれども、3と4ですと3のほうが多いかなという感じ。

【分科会長】 人材の活用、大体3ですね。

【委員】 みんな3ですね。

【分科会長】 その次が代替地造成事業で、5年の中期しかございませんが、大体SかA、○○先生だけがAですが、Sでよろしいですね。

共同住宅の処分については、○○先生を除いて、○○先生もSでありますが、ある時期に、これはたしか民間の契約をかなり工夫をなさって、幾つかの共同住宅をまとめて処分をされたんですね。そういう点では、その事業手法なりプロモーションも含めてよかったのかなというふうに思っていますので、もしよければ全体のバランス見ても……

【委員】 結構です。

【分科会長】 その次、事業費の抑制なんですが、これも大体Sですので特にいいですね。 次が一般管理費なんですが、この辺はちょっと意見がSSの方お一人いますが、大体平均的 にはSですかな。

ちょっとその、今ずっと5年のほうだけ見たんですが、単年度の部分で言うと、ちょっと問題があるのは一般管理費のところでありまして、それが先ほど来議論が出ている、私は4にしたんですけれども、これちょっと皆さん方も4にされているんですが、この時点で4が甘かったんじゃないかという意見が今出ていまして、ちょっとこれあたりは、当該年度についてはどうだろうというのは、20何%だったのかな。

【事務局】 昨年27で今年は31ですから、4%。

【委員】 私はその辺がよくわからなかったので3にしたということでした。

【分科会長】 よろしいですか。4で一般管理費、中期はSということで。 続きまして、業務の質の点、このあたりは特段余り大したことじゃないと思いますが。 ずっと行きまして職員の資質の向上。

【委員】 これは、単年度は3でみんな同じなんですけれども、これは先生がBになさっている。

【分科会長】 これはもう、一言で言うと、いやAでいいですよ。

【委員】 こういうの難しいですよね、アウトカム次第ですから。

【分科会長】 全体としてやっぱり、変な言い方ですけれども、かなり職員の方は長くそこにいらっしゃって頑張っておられると思いますけれども、すみません、Aにしておきます。

【委員】 そうですか。

【委員】 これはあれですよね、項目がちょっと悪いので、資質の向上じゃなくて、研修会 やるよと。

【委員】 質の向上なんて言ったら、後でテストでもしないと。向上したかどうかわからない。

【分科会長】 これはどんなふうにはかるのかなと思いますので、もう終わりますね。

はい、じゃAにしてください。8は私の評価のところをAに変えていただいて。

それから、その次が9番目ですが、逆に、そうですね、3ですからね。

10番、会計規程、これちょっと対応関係が違いますね。中期のほうが番号がずれていなくて、上からいっていますのでね。途中、19年度にない部分がありますのでちょっとずれてきます。 ごらんいただいて、よろしいですか、業務評価のAと3、その次は会計のほうもAでよろしいですか。特に皆さん方Aですので。

それから、広報活動については、これはちょっと私Bにしましたけれども、Aに戻します。 どうですか。 $\bigcirc\bigcirc$ 委員さんもBやったんですけれども、大体Aです、皆さん方。

【委員】 まあ、それは。結果がわからないから、もうやったというだけで。

【分科会長】 12番の業務の先ほどのSSの部分ですね。これについては、再開発事業は中身は進んでいましたので。

【委員】 結構です。

【分科会長】 ありがとうございます。

単年度が4ですが、通して見ると、その前の年度に再開発整備事業の核になる、そういう地域の連携、事業的な目安がついたということで、全体としてはSS。

それから次、13番目の民家防音事業ですが、これはAと3で一応対応していると思いますが、 ○○先生がSになっているぐらいでしょうか。ただしあれですね、民家も、そんなものですか ね。全体としてA、着実ということで。 その次、移転補償、期間短縮、これもAですね。そんなものですね。

それから、中村地区というのが、先ほど言いましたようにSSで、単年度で言うとまあまあ 残っていた5棟の契約が済んだということなので4と。

次が緑地整備、これはもうAと3で通していると思いますね。

それから、収支欠損ですが、これが4とSですね。これもかなり大幅な欠損を削減したということで、ごめんなさい、未収家賃も含めて欠損を圧縮したと。

人事に関する人員削減、これがA……

【委員】 すみません、今の欠損の圧縮のところなんですけれども、私も3にしてしまった、 ○○先生、○○先生と私と○○委員と、3にしている理由は。

【委員】 4 対 4。

【分科会長】 4対4、ああ4対4。

【委員】 この理由は、その欠損金の圧縮はたしかにあるんですけれども、欠損金のことだけが目標ではなかったのでこうしたんですけれども、でもまあ4でもいいかなという気もします。

【分科会長】 4対4。

【委員】 ただこのほかの……

【分科会長】 では、ちょっとご意見出してください。逆に言うと3の方と4の方で。欠損金ってかなりの額でしたね。

【委員】 たしかこれも同じような理由で、平成14年度比で19年度がちょっとよく、にわかにわからなかったのでそうしたと思います。

【事務局】 昨年は62.6%の圧縮ですね。今年が90。

【分科会長】 ということはその間に30%も上がった。だから、それは入れましょうよ。 4 にしましょう、4 ね。

それから、人員の部分ですね。これSとAとちょっと気になったんですけれども、これSに戻します。分科会長のほうのS、20番の中期のほうですね。それで、ということはちょっと大分評価上がりますよ。私自身が少し辛目につけていたから。3ポイント上がったな、少なくとも。

役員給与です。これが3とAですが、よろしいですか。まあこんなものですか。3とAでいいですね。

それから、人件費の抑制ということについては、これは全体としては役員給与に引っ張られ

てはいますが、役員だけではなくて、役職員だけでなくて、ほかのところも先ほど100%というのもあったから、あれは人件費だけか。人件費と役員、退職手当もあるのか。法定福利費にもあるのか。福利費はないな。委員会手当、管理諸費。人件費はどこからどこまでですか。

【委員】 この表の上で法定福利費とか委員会手当。委員会手当は人件費じゃないですね。

【分科会長】 じゃないですね。

【委員】 法定福利費までですかね。

【分科会長】 法定福利費までだと役職員給与とほとんど連動しているよね。

【委員】 そうですね、普通はね。

【分科会長】 だから給与見直しと人件費抑制というのは対応していてもいいんですが、片方はA、片方はSと。

【委員】 ちょっとそれもね。

【分科会長】 ちょっとそれが気になるかな。どうしますかね、それ。

【委員】 これどちらかというと……

【分科会長】 退職手当は余り下がっていないか。

【委員】 ラスパイレス指数はそんなに、100を超えていますよと。

【分科会長】 超えていますね。超えていますね、ラスパイレスね。であれば、逆に人件費の抑制のほうがSというのはちょっときついかもしれないですね。

【委員】 そうですね。

【分科会長】 では、どっちが決めるんですか。

【委員】 やっぱり人件費というか人数が減ったほうが効くんじゃないですかね。人件費の抑制、削減のほうが効いてくると。

【分科会長】 ラスパイレスのほうは比率だから給与見直しが効くんですね。

【委員】 給与がある程度高くても人数が少なければ総額としては安くなるということだそうです。

【分科会長】 ああ。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 そういう意味では人も減り、若返りも行い、給与体系も見直し、なおかつ効率も 上げてちゃんと順調にやっているということで、つまり人を増やしたり時間をかけたりして効 率を上げる、達成するならともかく、今いろんなものを減らしながらも、なおかつ効率を上げ、 欠損金を減らしているというようなことで、私はこの1番の組織運営の効率化あるいは2番の人材活用、それから20、21、22のあたりというのは相互にやっぱり関連のあるものだと思いまして、どちらか、例えば単年度で見た場合に、実は19年度は組織運営の効率化等は3にしたんですが、そのかわり下のほうで4にしたんですね。昨年度は逆にしていたら皆さんが逆にしていらしたので、あれたしか、それで私は今年度こうしたんです。それで総合的に見ても、ただ総合的に見た場合にはやはりそれぞれの効率化とか人材の活用とかというのは連動するといいつも、そういう目標を達成するということは結構大変かなと、こう考えて、単年度と5年間でちょっと一応仕分けをしてみたんですが、そういう見方をさせていただきました。

なおかつ、あともう一つ言わせていただきますと、1番はAのまますっと来ましたけれども、各委員の評定を拝見しますと、Sの方が5人おられて、私を含めて5人おられまして、Aは3人でございます。

【分科会長】 自分がAだからそのまますっと行ったんだけれども、そうかもしれんね。

【委員】 私がAにしたのは1番で、組織運営の効率化のことを言っているはずなのに人員 削減で評価しているんですよね、内部評価は。それで、人員削減というのはほかのところで評 価するでしょうと。さっきの話じゃないけれども、おいしいところ2カ所でとらないでみたい なことが。

【委員】 なので、どっちかは少なくとも評価できるんじゃないかと思ったわけなんですけれども。

【委員】 そういう意味では、その人件費の削減のところは私はSにしたんですけれどもね。 上は、人件費の削減はほかで評価するから、それは除いてやるとAかなみたいな。

【分科会長】 なるほど。いかがでございますか、そのご意見を賜りますと。

【委員】 先ほど言ったように項目別に重要性が違いますよね。そういう中でこの件は大変な努力が必要だと思ってSにしました。

【分科会長】 1番の組織運営の効率化というのは、例えば経理と庶務となんでしょうか、 業務部との中でうまく統廃合しましたので、それが組織運営の効率化ですよね、ある意味では ね。そこは効果的にやった年度というのを見て、そして評価したと。今回はそれがやや最終年 度ということもあって、前年度に実行したのでどうなんだろうというようなことはありました ですけれども、トータルで見たら高いほうの評価をつけられた先生と、まあまあ順調というレ ベルでつけられた先生と分かれたと、こんな感じですかね。

どうしましょう。私はSにすることは構いませんが。

【委員】 そうですね。よほどのことがない限り、多数決という言い方はおかしいけれども、 委員の先生の意見の多いほうに行ったほうがいいのかなと思います。

【分科会長】 わかりました。

では、1番の組織運営の効率化はSということにいたしましょう。

では、給与見直し、それから人件費の抑制については、少し単年度と5年間とで人件費の抑制は違いますが、しかし人件費の抑制も分科会会長のところを4にしましょうか。そうしたら 統一されますし。それから数も4のほうが多いね。4にしましょう。

それで、組織運営も、これも4にするということで。

【委員】 単年度は。

【委員】 単年度はいいんじゃないですか。

【委員】 1番は。

【分科会長】 3でいいですか。ちょっと分かれていますけれども、3でいいですか。それなら3にしましょう。後でもう一度確認はいたしますが。

では、めくっていただきまして、もう最後のところなんですが、中期目標達成のコメントあたり、これは先生方のご意見をもう一度つまんでいただく必要があるかと思いますが、全体としては中期目標を達成しているということではないかということと、先ほどちょっと申し上げましたが、中村地区、共同住宅一括処分等とやや共通点として挙げられて、欠損金の問題なんか挙げておると。これプラス面で入れてあります。改善について、民家防音の議論は今進んでいますので、逆に今のところで書くべきかどうかというのはよくわからないところがありますが、〇〇委員さんのおっしゃっておられる実際の移転が未了のところがあるのでというのは、今年ほぼ受け皿も含めていけるということなので、これはよろしいですね、特に書かなくても。

【委員】 はい。

【分科会長】 それから、エコエアポート構想等です。これはどうでしょうか。その他事項 ぐらいでちょっと追加的に書くぐらいでどうでしょう。改善と言われると何かびっくりするよ うなことになるかなと思います。

【委員】 一応ここの議論に注意を喚起するために書かせていただいたということで、それ ほど強い意見ではございませんので。

【分科会長】 民家防音事業についてはいろいろなお考えもあるし、また現在も進んでおりますので、課題として挙げる程度で、○○先生のおっしゃっておられる方向まではちょっと書きづらいかもしれませんね。

【委員】 はい。

【委員】 私も、ちょっと先ほどに戻るかもしれませんけれども、○○先生がお書きになっている義務教育機関からの云々というやつですね。これは実績としては単に働きかけをやったというだけなんですよね。それで、目標に書いていない大学生ですか、短大生かは、受け入れを現実に実行しているんですけれども、むしろ義務教育のほうに力を入れてやらなければいけないんじゃないかみたいなのが感想としてはあったんですけれどもね。

【分科会長】 なるほど、おっしゃるとおりですね。

【委員】 大学の件はたまたま話しが来て、ちょうどよいのでこれも書いてしまえみたいな、 そういうことってよくあります。だからといって、別に結果は結果ですから、これでいいんで すけれども。

【分科会長】 ○○委員さんのほうで役職員の給与の話がさらにというところがお書きでありますが。

【委員】 給与に関しての判断は難しい。

【分科会長】 それはちょっと、では、○○先生がいらっしゃらないのですが、特には記述 しないということで。

最後の総合評価のところでありますが、ちょっと私も〇〇委員さんもおっしゃっておられる 共通点がありますけれども、やっぱり分布で、Aが一番多いから多いAにそろえましょうみた いな議論じゃなくて、やはりちょっと重要な項目について特段に、特段というか優れていると いう形のものをやはり評価をすべきじゃないかということで、Sのほうにさせていただきたい なと思います。これはちょっとSが4でAがお2人で、ちょっと分かれています。O○委員さ んのところはないんですけれども、そんなことないですよね。書かれたですよね。

【委員】 私はSでいいです。

【委員】 僕はメールのところに総合評価のところが書いていなかったものだから、そのま ま。

【委員】 私は単純に一番、間をとっただけなんです。

【分科会長】 では、これもSということでよろしゅうございますね。そういう文言で総合評価Sだよということ。

それから、ごめんなさい、19年度の分についての何か特段書いていただくことですが、○○ 委員さん、いろいろとお書きいただいています。○○委員さんも書いておられます。お2人と も今日ご欠席なので、できるだけこの内容について書き加える、最終年度の年度計画ですから 改定期に当たって書き方を改善されたいと、ここあたりは○○先生おっしゃられているので、 うまく、そうだなというように思われるところがございましたら受けとめたいと思いますし、 緑地の話を○○委員さん書いておられる、ラスパイレス指数の話を書いておられる、随意契約 の話、これは既にもう推奨事項として入っているし、推奨どころかかなり必要事項に現在なり つつあるんですが。どうでしょうかね、このあたりは。

【委員】 これは単年度じゃないんですけれども、さっきちょっと話していた評価の方法に 対するコメントというのは書く。

【分科会長】 書いておかれたほうがいいと思いますね。

【委員】 要するにすべてを同じ、同質に扱うのはある程度重みが違うんですよね。

【分科会長】 違うという話をしたときに、たしか全体の委員会では、そうすると中期計画、中期目標の(1)(2)(3)というふうに個別に書くやつを、ある程度縮合したらどうだろうというような話がありましたですよね。だから、そちらのほうで反映していくという手もあるし、少なくともそのバランスを見て、単純にAの個数だけで見るということはしないということで総合的に判断しましょうということでしょうね。次年度以降どういうようにされるかというのは、ちょっと我々のところ、ある種離れるということもないんですけれども、第2期のやつにそこまでもう反映していますかね。

【事務局】 第1期と同じ立て方なので、やっぱりその辺の軽重が反映はされていないと思います。

【委員】 何となくすっきりしないところもありますよね。例えば、私はこの機構に関しては、中村地区のことなどかなりの難題を解決したのですが、平均値をとればやっぱりAにしかなりません。総合的に見ればかなり評価は高いのに、点数計算をするとどうしてもAになってしまうという。

【分科会長】 そのあたりは政策評価官はいかがですか。ご発言、必ずしも我々の裁定に影響がないということの前提で受けとめますので。

【政策評価官】 去年のその独立行政法人評価委員会の場で、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針の判断基準に係る指針についてというのが出ていて、多分お手元にも行っておろうかと思うんですけれども、その中で総合評定においてこういう記述があります。総合評定において最高の評定SSまたはその次の評定Sとする場合には、中期目標評価が独立行政法人の評価において重要な役割を果たしていることにかんがみ、特筆すべき等の判断になった理由について次の②の措置により一層の透明化を図ることとすると。特に評定の

②、②というのはこの様式の一番最後のこれだけではなくて、別紙できちんと理由を書きなさいということが書いてあります。その後に特にと書いてありまして、特に評定の分布状況中、最頻値の評定と異なるものを総合評定とする場合、例えばSSが3、Sが10、Aが1である場合において総合評定においてSSとする場合にはこのような要請が認められるものとするという記述があります。ところが逆に読めば、そういう評定があってもいいということで、例えばここに書いてあるSSが3、Sが10、Aが1である場合に総合評価においてSSとするというのは、今回のこれで言えば、Aが一番多いのにSという評定をすると同じことなので、そういうのはあり得べしということは認めていると思うんですね。ただ、それはきちんと理由を説明しなさいというのが親委員会のほうでは決まっているので、それをやっていただければ特に問題はないと思います。

【分科会長】 それの説明の仕方は、私のほうで言うと、事業の中核的な項目でSの評価を与えたということで総合判定Sとしたというのを、もうちょっときちっと書けばいいんですな。

【分科会長】 だから、メインって何だというのはちょっと上に書いてありまして、非常に難題であった、不法占拠だとある人は言うし、ある人はそうでないと言ったような、地権に絡む非常に厄介な場所の移転と再開発という事業を組み合わせて行ったということ。それから共同住宅も二百何件だったかな、やや歯抜けのような状態でこのまま持っておってもお金がどんどんかかる一方だと。それから社会的な需要がどんどん下がっているということなので、やっぱり早期に処分をしたかったと。でも歯抜けだから、売るときには価格が非常に安いというこ

【委員】 それはでもあの時期でよかったですよ。

【委員】 メインのところをSSにしているんです。

【分科会長】 いや、今だったらもうどんなになっていますかね、大変ですよ、もう。

ともあって、その再開発方式、一括処分のいろんなことを考えながらこれは実行したと。

【委員】 絶対無理ですよ。本当によかったと思いますよ、いいときに。

【分科会長】 本当によかったですよね、いいときで。あれは買ったほうが大変ですよ、今。

【委員】 今買ったほうが大変。

【分科会長】 本当、買ったほうが大変ですよ、ああいうのはね。

代替地処分についても、まあ安全を見てそういうのを持っていて、どっちかというと公共事業の側は安全、安全のほうでいきますので、出ていったときはどうするかという場合ばかり考えていたんですけれども、実際にそういうのが案件として減ってきたから処分をすることできたと。

それから、欠損金も先ほど来の説明で90%ですとか、非常に高い目標達成をしていますので、この辺も評価すればSになるんじゃないですかと、こういう書き方でよろしゅうございますかね。趣旨は伝わったと思いますが、日本語をきちっと書くというところは残念ながら短時間ではできないので、アングロサクソンやったらここですっと書くんですけれども、ちょっと我々そういうのは慣れていないから、ぜひ事務局のほうでつくっていただいて、私のほうで最後に確認いたしますので、先生方の私に対する委託といいますか、ご承認をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

【委員】 はい、結構でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

あとは残っている問題は財務諸表等でありますので、約25分ほどでいけると思いますが、も う入っていただきましょうか。よろしいですか。我々のほうはこれでおしまいと。

【事務局】 評定理由をいろいろこれから分科会長と調整させていただくのですが、ラスパイの話であるとか随契の話、○○先生に書いていただいている分もあるので、この辺の表現ぶりを使わせていただいて評定理由として入れされていただきます。

【分科会長】 それは入れてください。

【事務局】 では、来週まとめさせて頂いた後分科会長にご承認いただいて、皆さんにまた メールでお願いをしたいと思います。

数値の確認をします。19年度のほうからまずざっと行きますよ。3、3、なし、4、4、3、3、3、3、4、3、3、4、4、3、4、それでよろしいですか。

では確認いたしました。

これで120を超えないよな。

【事務局】 超えません。

【分科会長】 大丈夫ね。それだけちょっとまた、120を超えたらまた言わなければならない。120超えたらまた説明が要るからね。甘いと言われるからね。ほんまにもう。

【委員】 でも、結構なかなか超えないんですよね。今まで結構甘いなと思っても絶対超えないんです。

## (機構入室)

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

ご協力いただきまして、私どもの評定につきましては最終的におさめることができたかと思います。どのような評価になったかということにつきましては、また後ほどお知らせすることができると思いますが、一言で言えば私が先ほど試案としてご説明させていただいたよりは、より高い値になったということだけはちょっと覚えておいてください。どうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、財務諸表の説明という形に入りたいと思いますが、これは事務局というようになっておりますが、どなたからご説明いただきますか。

【濱周辺整備事業室長】 はい、私のほうでやります。

【盛岡分科会長】 はい、では事務局のほうからお願いします。

【濱周辺整備事業室長】 それでは、財務諸表につきまして私から説明させていただきます。 資料につきましては、お手元の資料の7の財務諸表、それから8の事業報告書、9の決算報 告書、最後に10の監事意見書・会計監査人監査報告書の4点となっております。

なお、空港周辺整備機構は長期借入金及び債権発行を行う関係から、会計監査人の監査を要する法人として通則法で定められておりまして、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につきましては、監事並びに国土交通大臣が選任いたしました会計監査人の監査を受けております。

それでは、資料7の財務諸表の1ページから説明いたしますけれども、金額につきましては 100万単位、一応、四捨五入の100万単位で説明させていただきます。

まず、1ページの貸借対照表の資産の部ですが、流動資産が28億800万円と固定資産48億4,200万円の合計で一番下の資産合計76億5,000万円となっております。主なものは、流動資産の現金及び預金、これが13億7,300万円と、有形固定資産の建物36億3,000万円です。

次に、2ページの負債の部ですが、流動負債が19億6,100万円と、固定負債43億7,800万円の合計で、中ほどにあります負債合計63億3,900万円となっております。主なものとしまして、流動負債の1年内返済予定長期借入金7億3,300万円、固定負債の長期借入金26億1,700万円及び長期預り金の8億1,200万円です。

なお、独立行政法人会計基準の変更によりまして、賞与引当金の計上基準が厳格化されたことから本年度から流動負債に賞与引当金6,100万円を計上しております。

次に、本年度から資本の部から表示変更されました純資産の部ですが、資本金14億円に変更 はございません。 次に、繰越欠損金ですが、資産合計76億5,000万円から負債合計63億3,900万円と資本金合計14億円を差し引いた額8,900万円となっております。このうち当期総利益は3億4,700万円となっております。

次に、3ページの損益計算書です。経常費用、経常収益で当期の損益をあらわしております。 経常費用は、機構の本来業務に必要な業務費と管理部門に必要な一般管理費及び借入金、債権の支払利息などの財務費用に分かれておりまして、総額は、中ほどにあります115億5,000万円です。業務費の主なものはその他経費の用地買収費及び建物補償費や民家防音工事費などです。次に、一般管理費は管理部門の役職員人件費及び物件費です。経常収益は、本来業務であります業務収入、国からの受託金及び補助金などの収入で、総額は118億9,700万円です。経常収益118億9,700万円から経常費用115億5,000万円を差し引きました3億4,700万円が当期純利益でありまして、貸借対照表におけます当期総利益と一致しております。

次に、4ページのキャッシュ・フロー計算書です。

これは、機構における期間中の現金の動きを3つの活動からあらわしたものでして、業務活動によりますものは機構の本来業務に係る収入支出です。投資活動によるものは、資産取得や有価証券償還による収入支出です。財務活動によるものは、長期資金の借り入れ及び債権発行による資金調達や償還に伴う収入支出です。一番下に記載しております資金期末残高13億7,300万円は、貸借対照表上の現金及び預金に一致しております。その上の資金期首残高26億4,500万円は前期決算における貸借対照表上の現金及び預金です。その上が差額で、マイナス12億7,100万円が今期に減少した資金です。期末残高の主なものは、3月31日現在における移転補償費等の未払金2億5,600万円、敷金等の預り金8億1,200万円などです。

次に、5ページの損失の処理に関する書類(案)です。

これは損益計算書に示されております当期に発生した利益3億4,700万円を期首繰越欠損金4億3,600万円から控除しました8,900万円を次期繰越欠損金として翌期に繰り越し処理するものであります。

次に、6ページの行政サービス実施コスト計算書です。

これは機構の業務運営に関し、国民の負担に帰すこととされるコストを集約したものです。 総額は一番下にあります22億4,000万円です。主なものは業務費用の21億2,100万円で、このう ち民家防音事業の補助金がそのほとんどを占めております。

次に、7ページから10ページが注記事項です。

このうち7ページの重要な会計方針につきましては、当期より改訂後の独法会計基準が適用

されることから、その旨を記載しておりまして、これは一番下の4の賞与引当金の計上基準として、当期から計上します賞与引当金の計上方法について記載しております。また、8から9ページの会計方針の変更については、独立行政法人会計基準の改訂に伴う減価償却費の会計処理方法の変更、賞与引当金の会計処理方法及び純資産の部の表示方法について記載しております。

なお、これ以外の注記事項としては機構の重要な会計方針、損益計算書の人件費やその他経 費の詳細な内訳を記載しております。

次に、11から18ページが附属明細書です。

これは、固定資産の取得及び処分並びに減価償却費、たな卸資産、有価証券、長期借入金等財務諸表の明細及び事業別のセグメント情報を記載しております。

資料8の事業報告書は機構の事業概要、それから資料9の決算報告書は年度計画の予算計画に従った決算額、資料10の監事意見書及び会計監査人の監査報告書は、監事並びに会計監査人による監査結果に対する意見及び報告がそれぞれ記載されたものですが、説明は省略させていただきます。

なお、資料8の事業報告書の記載内容につきましては、独立行政法人整理合理化計画に基づき、総務省行政管理局において各法人共通の記載事項が定められたため、昨年度と比べ新たな項目を記載しております。特徴的なものは5ページに記載しています簡潔に要約された財務諸表、7ページに記載しています財務諸表の概況のうち、主要な財務データ等の経年比較分析、9ページに記載していますセグメント事業損益の経年比較分析、11ページに記載しています経費削減及び効率化目標との関係等が新たに記載されたものです。

以上、機構の財務諸表について説明いたしましたが、法人を所管する課といたしましては、 独立行政法人会計基準にのっとって適正に処理されており、監事並びに会計監査人からも適正 な会計処理を行っている旨の意見をいただいておりますので、承認すべきものと考えておりま す。

以上でございます。

【盛岡分科会長】 ありがとうございました。

いかがでしょうか。ただいまご説明いただきました財務諸表等々でありますが、監査報告書もついてございますので、全体ごらんになられてご質問等ございましたら教えてください。

特にご意見ございませんですか。

ではご報告を受けたということにします。

続きまして、退職手当につきまして、資料11に関するご説明をいただきたいと思いますが、 いかがでしょう。

これは、では機構のほうからよろしくお願いします。

【理事長】 資料11をお開きいただきたいと思います。

役員退職金に係る業績勘案率案の決定についてということでございます。

機構において監事を、平成17年10月1日から平成19年9月30日まで24カ月勤務しておりました〇〇でございます。業績勘案率といたしまして法人の業績による勘案率、これを1.0としております。これは、当該勤務しておりました17、18年度においては評価委員会から順調という評価をいただいたものでございます。また、19年度におきましても、前年度に引き続き業務の改善を行ってきたということで、法人の業績による勘案率は1.0としたいと思います。

それから、個人業績につきましては、的確に課題となる事項についての指摘をしており、一定の業績は認められますけれども、特に個人業績として加算すべき状況ではないということで業績勘案率を1.0にしたいと考えておりますので、ご審議をよろしくお願いいたしたいと思います。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、業績勘案率を1.0にするという件につきましてのご審議をお願いいたします。

それでは、特に我々として説明に対する追加的なご意見を申し上げるに及ばないということ でございますので、そのように扱っていただきたいと思います。

最後になりましたが、役員給与規程の改正についてということで、資料12でございますが、 ご説明をお願いいたします。

【濱周辺整備事業室長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料12の役員給与規程の一部改正について説明させていただきます。

本件は独立行政法人通則法第53条第1項に基づく通知でございます。改正内容につきましては、この資料の改正要旨にもありますとおり、福岡事業本部の特別調整手当の支給割合を国の地域手当と同様に8%から9%に引き上げるということでございます。

以上でございます。

【盛岡分科会長】 説明上は国の地域手当の類型、福岡市の類型が8%から9%となったということに対応したものであるということでありますが、この点、ご意見いかがでしょうか。 特に問題もないことだと思いますけれども、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、私どもとして、以上、お認めするといいますか、異議なしということにさせてい ただきたいと思います。

それでは、全体として業務実績の評価を行いましたので、この結果につきましては、先ほどのご説明ですと、当委員会分科会会長のほうから木村独立行政法人評価委員会、国交省の評価委員会の委員長様にご報告申し上げて、それをもって独立行政法人としての評価、この分科会の評価とするというご説明いただきましたので、そのように扱わせていただきます。

もう一点ありましたね。何かもう一つ、第3点はどうするか、ばっと早く説明してしまった から私。もう一点ありましたね、何か。それは何でしたかね。

特段、今の時点で配慮する必要がなければもう以上で終わりますけれども、何かありましたか。

【濱周辺整備事業室長】 特段、なかったと思いますけれども。

【盛岡分科会長】 ありませんか。

【濱周辺整備事業室長】 はい、ありません。

【盛岡分科会長】 ありませんね。

【濱周辺整備事業室長】 はい。

【盛岡分科会長】 それでは、今申し上げた点で、私ども空港周辺整備機構分科会第9回を 終了したいと思いますが、私どもの司会は以上でございますので、どなたか最後にごあいさつ いただけますか。どうぞ。

【事務局】 事務局からは特にご連絡事項はありません。

【盛岡分科会長】 ありませんか。

【事務局】 はい。

【盛岡分科会長】 では、以上で終わります。

大変時間をとりましたけれども、外は大変暑いと思いますので、よろしく。 ありがとうございました。